

【新規】軽症者等への対応として、学校給食施設や調理員と連携しつつ昼食提供事業を行うことについて検討いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和2年4月24日

各都道府県・保健所設置市・特別区 衛生主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症対策の軽症者等の対応における
学校給食提供機能の活用について（依頼）

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、軽症者等に係る対応については、各地方公共団体において宿泊施設や自宅における療養などの御対応を頂いているところですが、こうした療養体制を整えるため、都道府県等においては食事提供の準備を進めていると承知しています。

他方で、地方公共団体によっては、学校の臨時休業等に伴い学校給食が休止され、学校給食の調理場や調理員等の活用が可能な場合もあることから、地方公共団体において、衛生主管部局と教育委員会とが、当該施設の活用や職員の職務につき協議・調整の上、学校給食再開等に支障のない範囲で、当該施設や職員を活用した昼食提供事業の実施を検討いただきますようお願いいたします。

その際、昼食提供事業を実施する衛生主管部局において、調理、配送及び配食も含めた過程に係る衛生管理の徹底につき、遺漏なきよう対応願います。

なお、本対応に係り、学校の臨時休業期間等において、国庫補助を受けて整備された学校給食施設を一時的に学校給食以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず、手続は不要です。また、学校給食従事者として地方公共団体が任用する職員の職務については、当該職員の職務として規定される内容を確認するとともに、必要に応じて、本人の同意を得て業務内容を変更するなど、適切に対応することが考えられます。

各都道府県におかれては、域内の市区町村に対し、本件について周知くださるようお願いいたします。

<参考資料>

- ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の実施に向けた支援について（令和2年4月17日付け事務連絡）

< 本件連絡先 >

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
自宅療養支援チーム

TEL : 03-5253-1111 (内線 3167)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2694)

事務連絡
令和2年4月17日

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

各 〔 都道府県
政令指定都市 〕 観光部（局） 御中

各 都道府県 危機管理部局 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部（医政局長）
総務省自治行政局公務員部長
観光庁次長
防衛省統合幕僚監部総括官

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の実施に向けた支援について

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養（以下「宿泊療養」という。）については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日）及び「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和2年4月2日付け事務連絡）をお示しし、準備を進めるよう依頼したところです。これを受けて、既に一部の都道府県において、宿泊療養が開始されています。

新型コロナウイルスの感染者が、全国的に増加傾向にあり、医療提供体制が逼迫し始めている中であって、病床の更なる確保に取り組むとともに、限られた医療資源の有効活用の観点から重症者を優先する医療体制へ移行するため、宿泊療養を行うことは重要です。

したがって、各都道府県におかれては、積極的に宿泊療養の事前準備に着手されますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内の宿泊施設の確保状況や宿泊施設の運営状況について、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部（宿泊支援チーム）までご報告いただくようお願いいたします。

今般、関係省庁が連携して、各都道府県の宿泊施設の確保に向けた全面的な支援や運営にあたっての相談、技術的助言などを行っていくこととし、別添のとおり

り事務フロー図を整理しましたので、ご参照ください。

なお、宿泊療養に係る費用については、4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において記載されている「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」（担当：厚生労働省）及び「新型コロナウイルス感染症対応地域臨時交付金（仮称）」（担当：内閣府）により措置することとしています。

さらに、宿泊療養の実施において、軽症者等の生活支援（食事の提供・回収など）について、必要があれば、自衛隊が一定期間要員派遣を行い技術指導も含めた支援を行っています。具体的な要請にあたっては、災害派遣の手続きにのっとり、各都道府県の災害派遣要請の窓口となっている自衛隊の部隊又は各都道府県に派遣されている自衛隊の部隊の連絡調整要員と調整して頂くよう、お願いいたします。

(お問い合わせ先)

〈厚生労働省〉

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部宿泊支援チーム
吉岡、米倉、伊藤、戸田

TEL : 03-5253-1111 (内線 8653、8753)

〈総務省〉

○総務省自治行政局地域政策課 石黒、岡本

TEL 03-5253-5523、03-5253-5230

〈観光庁〉

○観光庁観光産業課 高築

TEL : 03-5253-8330

〈防衛省〉

○防衛省統合幕僚監部参事官付災害派遣・国民保護班
上野、三宮

TEL : 03-3268-3111 (内線 30950、30951)

軽症者・無症状者向けホテル等への確保要請から入室・退去までのフロー図

